

	Question	Answer																																																																								
1	2025年4月1日から何が変わりますか？	HBL申告が義務化されました。 対象地域向けのお船積みについては、HBL情報、買い手、売り手の追加申告が必要となります。																																																																								
2	ICS2の対象国はどこですか？	以下の国が対象となります。 <table><tr><th>EU Country</th><th>Country code</th><th>EU Country</th><th>Country code</th><th>EU Country</th><th>Country code</th><th>EU Country</th><th>Country code</th></tr><tr><td>Austria</td><td>AT</td><td>Finland</td><td>FI</td><td>Italy</td><td>IT</td><td>Poland</td><td>PL</td></tr><tr><td>Belgium</td><td>BE</td><td>France</td><td>FR</td><td>Latvia</td><td>LV</td><td>Portugal</td><td>PT</td></tr><tr><td>Bulgaria</td><td>BG</td><td>French Guiana</td><td>GF</td><td>Lithuania</td><td>LT</td><td>Reunion</td><td>RE</td></tr><tr><td>Croatia</td><td>HR</td><td>Germany</td><td>DE</td><td>Luxembourg</td><td>LU</td><td>Romania</td><td>RO</td></tr><tr><td>Cyprus</td><td>CY</td><td>Greece</td><td>GR</td><td>Malta</td><td>MT</td><td>Slovakia</td><td>SK</td></tr><tr><td>Czech Republic</td><td>CZ</td><td>Guadeloupe</td><td>GP</td><td>Martinique</td><td>MQ</td><td>Slovenia</td><td>SI</td></tr><tr><td>Denmark</td><td>DK</td><td>Hungary</td><td>HU</td><td>Mayotte</td><td>YT</td><td>Spain</td><td>ES</td></tr><tr><td>Estonia</td><td>EE</td><td>Ireland</td><td>IE</td><td>Netherlands</td><td>NL</td><td>Sweden</td><td>SE</td></tr></table>	EU Country	Country code	EU Country	Country code	EU Country	Country code	EU Country	Country code	Austria	AT	Finland	FI	Italy	IT	Poland	PL	Belgium	BE	France	FR	Latvia	LV	Portugal	PT	Bulgaria	BG	French Guiana	GF	Lithuania	LT	Reunion	RE	Croatia	HR	Germany	DE	Luxembourg	LU	Romania	RO	Cyprus	CY	Greece	GR	Malta	MT	Slovakia	SK	Czech Republic	CZ	Guadeloupe	GP	Martinique	MQ	Slovenia	SI	Denmark	DK	Hungary	HU	Mayotte	YT	Spain	ES	Estonia	EE	Ireland	IE	Netherlands	NL	Sweden	SE
EU Country	Country code	EU Country	Country code	EU Country	Country code	EU Country	Country code																																																																			
Austria	AT	Finland	FI	Italy	IT	Poland	PL																																																																			
Belgium	BE	France	FR	Latvia	LV	Portugal	PT																																																																			
Bulgaria	BG	French Guiana	GF	Lithuania	LT	Reunion	RE																																																																			
Croatia	HR	Germany	DE	Luxembourg	LU	Romania	RO																																																																			
Cyprus	CY	Greece	GR	Malta	MT	Slovakia	SK																																																																			
Czech Republic	CZ	Guadeloupe	GP	Martinique	MQ	Slovenia	SI																																																																			
Denmark	DK	Hungary	HU	Mayotte	YT	Spain	ES																																																																			
Estonia	EE	Ireland	IE	Netherlands	NL	Sweden	SE																																																																			
3	ENS申告は 必要 ですが SellerとBuyerの情報を提出する 必要がない 国はどこですか？	欧州関税同盟 (Europe Customs Union、以下ECU) に所属しているが、EU加盟国ではない国々です。																																																																								
4	必要事項提出期限はいつですか？	日本積みの SHIPPING INSTRUCTION 提出期限に変更はございません。 この規制が適用される対象地域へ向かう本船の出港先に船が到着する少なくとも48時間前までに、詳細情報を記載した完全な船積み指示を提出し、ICS2 規則に従い対象本船積み出し港の入港24時間前までに Movement Reference Number (以下 MRN) が取得できた貨物 のみ本船に積載可能となります。 MRN が取得できていない貨物は不積みとなりますのでご注意ください。																																																																								
5	MRN 番号とは何ですか？ Movement Reference Number(以下、MRN)はいつ作られますか？	Movement Reference Numberの略になります。 ICS2上の必須項目が全て提出されると自動的に税関に申告され、正常に受付されると作成されます。																																																																								
6	申告種類 F10とは何ですか？	House BLがなく、実際の Seller / Buyer が Maersk B/L の Shipper / Consignee と一致している場合の申告方法です。																																																																								
7	申告種類 F11とは何ですか？	House BLがあり、Maersk が House B/L情報を代行送信する場合の 申告方法です。 (送信手数料 USD 120 per HBL が発生いたします。)																																																																								
8	申告種類 F12とは何ですか？	House BLがあり、Maersk B/L の Consignee がフォワーダーで、Self-filingされる場合の申告方法です。																																																																								
9	申告種類 F13とは何ですか？	House BLがなく、実際の Seller / Buyer が Maersk B/L の Shipper / Consignee と異なる場合の申告方法です。																																																																								
10	荷主(BCO)-BL面上のShipper / Consigneeとは別にSeller / Buyer がある場合の申告方法は？	SellerおよびBuyer情報を欧州税関システム(ICS2)を通じて直接または代理店を通じて申告し、船会社に共有できる場合はF13で申告します。船会社に共有しないまたはできない場合、マースクはF10で申告します。(部分申告) お客様側で最終のSellerおよびBuyer情報をF17で申告してください。																																																																								
11	BL ConsigneeがTo Orderの場合、EORIは必要ですか？	荷受人(Consignee)が「To Order」の場合、First Notify PartyのEORI番号を提出してください。																																																																								
12	F13の場合でMaersk.comから、マースクへSellerおよびBuyer情報はどのように提出すればいいですか？	1. Submit Shipping Instruction をクリックしてください。 2. Documentation タブで以下の通り選んでください。 Shipment References Does this shipment have a House Bill of Lading (Is this Master bill of lading)? ☐ Yes ☒ No Are Seller and Buyer identical with Shipper and Consignee on the bill of lading? ☐ Yes ☒ No 3. Partiesタブ内、Additional Parties 欄の[Buyer]と[Seller]に必要事項をご入力ください。 Buyer ⊕ Add You must add a buyer Seller ⊕ Add You must add a seller Additional Parties Party Name Party Address Party Contact Party Email Party Phone Party Fax Party Website Party Type Party Role Party Status Party Notes Party Actions																																																																								
13	F13の場合でIntraから、SellerおよびBuyer情報はどのように提出すればいいですか？	ポータルサイト上で専用フィールドがございます。ICS2 Entry Summary Declaration欄に沿ってご入力ください。																																																																								

14	F13の場合でSeaNACCS(ACL)から、マースクへSellerおよびBuyer情報はどのように提出すればいいですか？	申告を行うお客様の EORI またはSellerおよびBuyerの会社名、住所、郵便番号、都市名、国名、Eメールアドレス、電話番号を記事欄にご入力ください。 記事欄に入りきらない場合は、必要事項を jp.export@maersk.com までご送信ください。
15	F11の場合で、HBL情報をMaersk.comからSellerおよびBuyer情報はどのように提出すればいいですか？	Maersk.comのShipping Instructionsの最終ページにある「House Bill Parties」に以下の様式でHouse ShipperとHouse Consigneeの情報を 入力してください。 以下の通りコロソ (:) で繋いでください。 House Bill Parties Actual Shipper Name: XXXX Street address: XXXX City, County/Region: XXXX Postal Code: XXXX Actual Consignee Name: XXXX Street address: XXXX City, County/Region: XXXX Postal Code: XXXX
16	F11の場合で、HBL情報をIntraから、マースクへSellerおよびBuyer情報はどのように提出すればいいですか？	ポータルサイト上で専用フィールドがございます。ICS2 Entry Summary Declaration 欄に沿ってご入力ください。
17	F11の場合で、HBL情報をSeaNACCS(ACL)からSellerおよびBuyer情報はどのように提出すればいいですか？	Nacccs ACL01 をご利用の場合 記事欄に < HBL もしくは NVOCC > とご入力ください。 詳細は 専用フォーム ご利用の上、メールにて送信して下さい。 https://www.maersk.com/~media_sc9/maersk/local-information/files/asia-pacific/japan/export/hbl-request-form-jpn-202505.xlsx
18	F11の場合で、HBL情報をメールで提出する場合どのようにすればいいですか？	Shipping Instruction (Doc Receipt) を送信後に 別途メールにて CY CUTまでに HBL の詳細を 専用フォーム にてご送付ください。 https://www.maersk.com/~media_sc9/maersk/local-information/files/asia-pacific/japan/export/hbl-request-form-jpn-202505.xlsx
19	F11でHBLが複数ある場合、どのように提出すればいいでしょうか？	MBLに対してHBLが1つのみの場合、Cargo description (貨物明細) および stuffing information (積み込み情報) は必要ありませんが、HBLが複数ある場合は、追加のCargo description (貨物明細) および stuffing information (積み込み情報) が必要なため、別途メールにて CY CUTまでに HBL の詳細を 専用フォーム にてご送付ください。 https://www.maersk.com/~media_sc9/maersk/local-information/files/asia-pacific/japan/export/hbl-request-form-jpn-202505.xlsx また、対象となる場合は、House Notify Party、Place of Acceptance、Actual Place of Delivery の記入が必要となりますのでご注意ください。
20	申告に不備があった場合はどうなりますか？	SHIPPINGインストラクション(ドックレシート) に必要事項の記載がされていない場合、申告不備となります。罰金および追加費用が発生する場合はお客様の負担となります。 マースクはNo Manifest No Load を原則としております。 ENSが提出されていない場合、当該コンテナは積み込まれず、次の積載可能な船に積み替えられます。この規制が適用される対象地域へ向かう本船の出港先に船が到着する少なくとも48時間前までに、上記のすべての詳細情報を記載した完全なSHIPPINGインストラクション(ドックレシート) を提供していただくようお願いします。
21	SHIPPINGインストラクション(ドックレシート)の提出期限に変更はありますか？	日本積みのSHIPPINGインストラクション(ドックレシート) の提出期限に変更はございません。 対象地域へ向かう本船の出港先に船が到着する少なくとも48時間前までに、すべての必要情報を記載したSHIPPINGインストラクション(ドックレシート)を提出していただくようお願いします。
22	対象地域へ向かう本船の出港地 (Compliance Load Port) とは何ですか？	EU地域向け船に向かうサービス本船の積載港です。 例えば、「横浜出港-中国・上海積み替え-ドイツ・ブレーマーハーフェン荷揚げ」で行われるサービスの場合、Compliance Load Portは中国・上海となります。
23	EORI番号とは 何ですか？	Economic Operators Registration and Identification Numberで、EU内で関税関連活動に従事する個人及び会社をEconomic Operatorと呼びます。

24	ICS2でいうSellerとBuyerの情報とは何ですか？	海上輸送の場合、海上船荷証券上の荷受地域 (Place of Receipt) から荷渡し地域 (Place of Delivery)、CY/CY条件の場合、船積地 (Place of Loading) から荷揚げ地 (Place of Discharge) までの領域間で、実際に当該商品を販売/購入する当事者を指します。船荷証券上の上記地域を外れて別途分割/分配/売却を行う場合には、上記地域を外れた場所での販売及び購入の当事者は記載する必要はありません。
25	First Port of Entryとは何ですか？	例えば、日本の横浜からヨーロッパに向かう船に積み込まれたコンテナがフランスのルアーブルで荷揚げを行う場合（仮に日本の横浜→中国の上海→オランダのロッテルダム→フランスのルアーブルというルート）、修正申告が可能なのは当該本船が「オランダのロッテルダム」に寄港する前までです。
26	ENSの訂正はいつまで可能ですか？	First Port of Entry (最初のEU港) 入港前まで訂正することができます。既存の申告したENS申告を削除し、新規に再送信する必要があります。既存申告履歴の削除後の送信であるため、MRNを新たに取得する必要があります。
27	ICS2で訂正できない項目は何ですか？	MRN number取得後、以下の項目は修正ができません。 1)Eiling Type (F10 からF11等で修正する場合) 2)Mode of Transport (AIR / OCE 等) 3)Voyage Number (同じ本船で、voy#だけが変わる場合) 4)Split consignment (船社都合によりBLが分割された場合) ENS再申請不要、船社からマスター分の変更申請が行われます。 5)B/L number 6)□貨物情報の追加および削除
28	SHIPPINGインストラクション(ドックレシート)送信時に最終のBuyerが分からない場合はどうすればいいですか？	SHIPPINGインストラクション(ドックレシート)送信時に確認出来ている情報で一旦ご提出下さい。最終Buyerが決定次第、Destinationのお客様側でご申告下さい。マースクにはご連絡不要です。
29	MRN番号が付与されたあと、お客様事由による仕向け地変更やBLの分割はできますか？	原則、MRN番号付与後の仕向け地変更やBL分割は可能です。ただし、マースクの規定するDeadlineに基づいて判断されます。
30	HBLファイリングが終わってなくても船積みはできますか？	HBLファイリングが終わってなくても、船社側でMRNが取得できていれば船積み可能です。